

廃食油の資源化促進に関する連携協定書

豊中市（以下、「甲」という。）及び植田油脂株式会社（以下、「乙」という。）は、両者の公民連携による取組みについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条

本協定は、甲及び乙が相互連携と協働による活動を進め、脱炭素社会の実現に向けた取組みとして、家庭で発生する廃食油を資源として回収し、SAF（Sustainable Aviation Fuel）又はその他の再生可能エネルギー用燃料 BDF（Bio Diesel Fuel）等へリサイクル（以下、「廃食油のリサイクル」という。）するため、豊中市における仕組みの構築及び社会実装を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条

甲及び乙は、前条に掲げる目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 廃食油のリサイクルの一連の仕組みの構築及び社会実装に関すること。
- (2) 廃食油のリサイクルについての市民への広報・普及啓発に関すること。
- 2 前項に定める連携における内容や役割分担等の具体的詳細は、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社等を実施させることができる。

（協定の変更及び解除）

第3条

甲又は乙が、本協定の変更若しくは解除を申し出るときは、甲乙協議の上、両者の合意によりこれを行うものとする。

（秘密保持）

第4条

甲及び乙は、連携事項の検討、実施により知り得た相手方の秘密情報（相手方が秘密である旨を明示して開示した情報）を、法令の定めによる場合を除き、相手方の事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩又は本協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

- 2 前項の規定に関わらず第2条第3項にて連携する乙の関係会社等へは秘密情報を開示できるものとする。
- 3 第1項に定める相手方の承諾を得て第三者又は前項に定める関係会社等に秘密情報を開示する場合、甲及び乙は、秘密情報を開示した者に対して、本契約と同様の秘密保持義務を課すものとし、その義務の履行について一切の責任を負うものとする。

(有効期間)

第5条

本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書面による解約の申出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲、乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。

(協議事項)

第6条

本協定について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議して解決する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年(2026年)5月25日

甲 大阪府豊中市中桜塚三丁目1番1号
豊中市長

長瀬繁樹

乙 大阪府大東市深野五丁目4番22号
植田油脂株式会社 代表取締役社長

高橋史年